

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成22年11月12日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フォレオ大津一里山 大津市一里山七丁目1番1号
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただくようお願いしたい。
 - (2) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第32条の4の規定に基づき、大規模建設等事業の事前配慮届出の変更届出書を提出すること。
 - (3) 公害関係法令に基づく氏名等変更届出を提出すること。
 - (4) 当市では景観計画を策定しており、一定規模以上の建築物の建築には届出を要するため、都市計画部都市景観課と協議を行われない。
 - (5) 増床後の計画駐車台数(1,291台)が指針により算定される必要駐車台数(1,367台)を下回ることに對して、説明されたい。
 - (6) 従業員に対しては、積極的な公共交通機関の利用を求め、極力従業員用駐車場を一般開放すること。
 - (7) 当初計画での駐車台数でピーク時には周辺道路の混雑が発生しており、店舗面積の増床により駐車場が減少すれば駐車台数の余裕がなくなり来店客の車が周辺道路に溢れる可能性があるため、当初計画を変更すべきではない。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成22年11月12日から平成22年12月13日まで